

ご遺族の方へ

死亡届提出後の 諸手続について

このたびのご逝去を悼み、心よりお悔やみ申し上げます。
ご家族の方がお亡くなりになられたことにより、さまざまな
お手続きが生じてくるかと存じます。

五霞町では、それらのうち、主なお手続きについて、少しでも
分かりやすくご遺族の方たちのお役に立てるようご案内を
しています。どうぞ、ご活用下さい。

五霞町長

◆ 各種手続きに必要な戸籍謄本・住民票などの取得

証 明 書	必 要 書 類 等	担 当 窓 口	注 意 事 項
戸籍謄本等の取得	請求者の本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど) * 亡くなられた方の配偶者・直系親族以外の方が請求する場合、請求理由を明らかにする書類等が必要になることがあります。詳しくはお問い合わせ下さい。	庁舎 1 階窓口① 町民税務課 住民係	死亡届提出後、 発行までに日数がかかります。
除票の取得	請求者の本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど) * 請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁への提出が必要な場合などに請求することができます。	Tel 0280-84-1965 (直通)	亡くなられたときに同一世帯であっても請求者自身が利害関係人でなければ請求できません。 除票に個人番号(マイナンバー)の記載はできません。

◆ 役場で手続きをするもの

対象者	手続きの内容 (手続きの期限)	必要書類 等	担当窓口
印鑑登録をしている方	自動的に廃止となります。 印鑑登録証を返却するか廃棄してください。	・ 印鑑登録証	庁舎 1 階窓口①
住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードの返却	・ 住民基本台帳カード	町民税務課 住民係
マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの方	返却する必要はありません。死亡後のさまざまな手続きで、個人番号が必要な場合があります。手元に保管して下さい。		Tel0280-84-1965 (直通)
外国籍の方	在留カード、特別永住者証明書等の返納 (死亡の事実を知ってから7日以内) 親族又は同居者が最寄りの入国管理局に返納して下さい。直接持参していただくか、右記の住所に送付して下さい。	(郵送の場合) 〒135-0064 江東区青梅 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階 東京入国管理局 おだいば分室 * 封筒の表に「在留カードの返納」と表記して下さい。	東京入国管理局 水戸出張所 Tel029-300-3601

対象者	手続きの内容 (手続きの期限)	必要書類 等	担当窓口
国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証または 後期高齢者医療被保険者証の返還	・亡くなられた方の被保険者証	庁舎 1 階窓口②
後期高齢者医療に加入している方	葬祭費の支給申請 * 被保険者証の発行元の市区町村 で手続きをして下さい。 (葬儀の翌日から 2 年以内)	・通帳(またはキャッシュカード) ・喪主であることを確認できる書類(会葬礼状または葬儀の領収書等)	
医療福祉費制度を利用している方	医療福祉費受給者証の返還	・医療福祉費受給者証 * 詳しくは担当窓口にお問い合わせ下さい。	
国民年金を受給している方	未支給年金請求	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書 ・亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 ・生計同一証明書(必要な場合があります) ・請求者となる方の預金通帳またはキャッシュカード ・請求者の住民票謄本(本籍、続柄入り) ・亡くなられた方の除票(本籍、続柄入り) <p style="text-align: center;">↓</p> 亡くなった方及び請求者のマイナンバーの記載がある方は住民票、除票の添付が省略できます。	町民税務課 保険係 TEL 0280-84-1965 (直通)
国民年金に加入している方	遺族基礎年金請求 (5 年以内)		
* 国民年金の他に厚生年金・共済年金がある方は、年金事務所等での手続きとなります	死亡一時金請求 (2 年以内) 寡婦年金請求 (5 年以内)		
厚生年金・共済年金を受給している方または加入してる方	<ul style="list-style-type: none"> ・年金の種別や加入状況により手続きの内容や必要書類等が異なります。 ・管轄の年金事務所または各共済組合事務所にお問い合わせ下さい。 		ねんきんサテライト加須 TEL 0570-05-4890 (ナビダイヤル) 下館年金事務所 TEL 0296-25-0829

対象者	手続きの内容	必要書類等	担当窓口
土地や家屋をお持ちの方	<div>相続人代表者指定・変更</div> <p>代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方を指定していただきます。</p> <p>相続登記が完了するまでの代表者としてお願いをしております。</p> <p>◎未登記家屋所有者変更(登記していない建物をお持ちだった方)</p>	<p>* 土地・建物は法務局で管理しているため、所有者の方は法務局にて相続登記をお願いします。</p> <p>水戸地方法務局 下妻支局 Tel:0296-43-3937</p>	<p>庁舎 1 階窓口③</p> <p>町民税務課 課税係</p> <p>Tel:0280-84-1966 (直通)</p>
本人名義の口座から町税等を口座振替している方	<p>納付方法の変更</p> <div>担当窓口 3 番</div> <p>町県民税・固定資産税 軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料</p> <div>担当窓口 7 番 健康福祉課</div> <p>高齢者支援係 Tel 0280-84-0006 介護保険料</p> <div>担当窓口建設水道課</div> <p>Tel 0280-84-3000 上下水道料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関届出印鑑 ・通帳 	
バイク、軽自動車、トラクター等をお持ちの方	<p>名義変更または廃車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート（五霞町ナンバーの方で廃車をする場合は持参して下さい。） ・標識交付証明書 <p>* ケースにより、必要なものや手続きが異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。</p>	
障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	<p>手帳の返還</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の障害者手帳、療育手帳など ・手続きする方の印鑑 	<p>庁舎 1 階窓口⑤</p> <p>健康福祉課 社会福祉係 Tel:0280-84-0006 (直通)</p>

対象者	手続きの内容	必要書類等	担当窓口
各種受給者証をお持ちの方	各種受給者証の返還 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療費受給者証	・各種受給者証	
児童手当 児童扶養手当 ・保護者(受給者) ・児童	未支給の請求 新受給者による認定請求 消滅または減額改定	* 死亡月内又は死亡日翌日から 15 日以内にお手続きをお願いします。 * 事由により必要書類等が異なりますので、お問い合わせ下さい。	庁舎 1 階窓口④ こども未来課 窓口 4 番 TEL:0280-84-3618 (直通)
特別児童扶養手当 ・保護者(受給者) ・児童	未支給の請求 資格喪失または減額改定		庁舎 1 階窓口⑤ 健康福祉課 社会福祉係 TEL:0280-84-0006 (直通)
介護保険被保険者証をお持ちの方	介護保険被保険者証の返還	・介護保険被保険者証	庁舎 1 階窓口⑦ 健康福祉課 高齢者支援係 TEL:0280-84-0006 (直通)
農業者年金受給者の方	亡くなった方の ・戸籍謄本 ・年金証書(見つからない場合は、農協の担当者にお問い合わせ下さい) 申請者の方の ・戸籍謄本 (死亡者と別戸籍の場合) ・住民票謄本(本籍、続柄入り) ・印鑑 ・申請者の口座のわかるもの	* 左記のものをそろえて、農協でお手続き下さい。念のため事前にお問い合わせ下さい。 茨城むつみ農協五霞支店 TEL:0280-84-0003	庁舎 2 階 産業課 農業委員会 TEL:0280-84-2582 (直通)
農地をお持ちの方	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 下記の機関に手続きが必要な方は、直接お問い合わせ下さい。 ・茨城むつみ農協 五霞支店 TEL:0280-84-0003 ・五霞土地改良区 TEL:0280-84-0005 ・茨城県西農業共済組合 TEL:0296-30-2900	・印鑑 * 相続登記済後の手続きになります。 * 必要書類等について事前にお問い合わせ下さい。	

対象者	手続きの内容	必要書類等	担当窓口
山林(森林)をお持ちの方	森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による届出	・印鑑 * 相続登記済後の手続きになります。 * 必要書類等について事前にお問い合わせ下さい。	庁舎 2 階 産業課 農政係 TEL:0280-84-2582 (直通)
上下水道の利用者の方	・所有者、利用者が変わる場合 ・上下水道を利用しない場合 ・口座振替の変更、開始	・上下水道利用者変更届 ・上下水道休止届 ・口座振替依頼書 (各金融機関窓口へ提出して下さい) * 詳しくは建設水道課 にお問い合わせ下さい。	庁舎 2 階 建設水道課 水道係 下水道係 TEL:0280-84-3000 (直通)
議員年金を受給している方	未支給年金請求 消滅または遺族年金請求	・年金証書 ・亡くなられた方の除籍抄本 ・請求者となる方の戸籍謄本 ・口座番号のわかるもの ・印鑑	庁舎 2 階 議会事務局 TEL:0280-84-1111 (代表)

メモ

葬祭費の申請手続きについて

亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されていた場合、葬儀を行われた方（喪主）に葬祭費（5万円）が支給されます。

手続きには以下のものをお持ちのうえ、町民税務課保険係（②窓口）までお越してください。

■お持ちいただくものチェックリスト

□葬儀・喪主の確認書類（いずれか1点）

- ・ 葬儀の際にお配りした「お礼状（はがき）」
※通夜や告別式で、会葬者にお渡ししたお礼状（会葬礼状）です。
- ・ 葬儀費用の「領収書」と「葬儀内容のわかる明細書」
（「喪主のフルネーム」と「葬儀代金」の記載があるもの。）

□喪主名義の口座番号がわかるもの

通帳、またはキャッシュカード

□窓口に来られる方の本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード等

□喪主の方の印鑑

- ※認印で構いません（シャチハタ等のスタンプ印は不可）。
- ※喪主以外の方が代理で申請される場合は、喪主の認印もお持ちください。

※「お礼状（会葬礼状）」とはどのようなものか？

葬儀の受付等で参列者にお渡しした、裏面のはがきサイズのお礼状です。「会葬礼状」という名称が一般的ですが、単に「お礼状」と呼ぶこともあります。※喪主の氏名が明記されている必要があります。

会葬礼状サンプル



お清め塩

入っていることもあります

亡父○○儀 華儀に際しましては
御多忙中にも拘らず遠路わざわざ御会葬
下され且つ御鄭重なる御厚志を賜り有り難く
厚く御礼申し上げます
尚 故人が生前に賜りました格別の御懇情に
対しましても茲に併せて厚く御礼申し上げます
早速拝趨の上御挨拶申し上げますのが
本意でありますが略儀乍ら書中を以って
御礼申し上げます

令和○年○月○日(通夜)

○月○日(告別式)

茨城県猿島郡五霞町○○○○○

喪主○○○○○

外親戚一同

尚 本日何かと混雑に取り紛れ不行き届きの設愚しからず
御容赦下さいます様御願ひ申し上げます

お問合せ

五霞町役場 町民税務課 保険係

Tel: 0280-84-1965

◆ 役場以外で手続きをするもの

(主な手続きとなります。下記にない手続きで必要となる場合もございます。)

対象者	手続きの内容 (手続きの期限)	必要書類等	問い合わせ先
自動車をお持ちの方	廃車または名義変更 自動車税の手続き	右記にお問い合わせ下さい	* 名義変更等の手続き 土浦自動車検査登録所 TEL:050-3816-3106 * 納税の手続き 茨城県筑西県税事務所 TEL:0296-24-9190
所得税の準確定申告の 一定の要件に該当する 方 財産を相続された方で 相続税の申告をする必 要がある方	所得税の準確定申告 (4ヶ月以内) 相続税の申告 (10ヶ月以内)	詳しくは税務署にお尋 ね下さい	古河税務署 TEL:0280-32-4161
財産をお持ちの方 土地、建物をお持ちの方	相続の放棄(死亡の事実を知 ってから3ヶ月) 限定承認 不動産の相続登記	家庭裁判所にお問い合わせ下さい 法務局にお問い合わせ 下さい	被相続人の住所地の家 庭裁判所 水戸地方法務局 下妻支局 TEL:0296-43-3937
銀行預金 郵便貯金をお持ちの方	名義変更	銀行、ゆうちょ銀行に お問い合わせ下さい	
生命保険	保険金の請求等	保険会社にお問い合わせ 下さい	
簡易保険	保険金の請求等	最寄りの郵便局にお問 い合わせ下さい	
電気・ガス・NHK・電話	名義変更等	各事業所・営業所等に お問い合わせ下さい	
クレジットカード		各クレジットカード会 社にお問い合わせ下さ い	
相続手続きが複数ある 場合	法定相続情報証明制度の利 用	法務局にお問い合わせ 下さい	水戸地方法務局 下妻支局 TEL:0296-43-3937
自筆証書遺言書保管制 度の利用がある方	遺言書の内容の証明書や閲 覧	手続きには予約が必要 になります 詳しくは法務局まで	